離婚給付等契約公正証書

　夫○○（以下「甲」という。）と妻△△（以下「乙」という。）は、離婚について協議した結果、次のとおり合意確認する。

（離婚の合意）

第１条　夫○○（以下「甲」という。）と妻△△（以下「乙」という。）は、協議離婚をすることに合意し、離婚届にそれぞれ署名押印し、甲において速やかに離婚届出をする。

（親権の定め）

第２条　当事者間の未成年の子〇〇（令和●年●月●日生、以下「丙」という。）の親権者及び監護者を乙と定める。

（養育費の支払い）

第３条　甲は、乙に対し、丙の養育費として、令和●年●月●日から丙が満２０歳に達する日の属する月まで、●万円の支払い義務があることを認め、これを毎月末日限り、乙の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

（面会交流）

第４条　乙は、甲に対し、甲が１か月に１回程度、丙と面会交流することを認める。面会の具体的な日時、場所及び具体的な方法等は、丙の福祉に十分配慮しながら、甲及び乙において協議して決める。

（財産分与）

第４条　甲は、乙に対し、本件離婚に伴う財産分与として、下記不動産（以下「本件不動産」という。）を給付するものとし、本件不動産について財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする義務のあることを認める。

記

（略）

２　甲は、令和●年●月●日付をもって甲が●銀行●支店から借り受けた住宅ローン債務が完済されたとき又は甲がその債務について免責されたときに、本件不動産について、前項の財産分与を原因とする所有権移転登記手続及び抵当権抹消登記申請手続をする。抵当権抹消登記手続に要する費用及び登録免許税は、甲の負担とする。所有権移転登記手続に要する費用、登録免許税及び令和●年●月から所有権移転完了までの期間にかかる固定資産税は、乙の負担とする。

※住宅ローンが問題とならない場合

　甲は、乙に対し、本件離婚に伴う財産分与として、下記不動産（以下「本件不動産」という。）を給付するものとし、本件不動産について乙のために財産分与を原因とする所有権移転登記手続をするものとする。登記手続に要する費用は、乙の負担とする。

※将来の退職金について分与を定める場合

　甲は、乙に対し、本件離婚に伴う財産分与として、甲が●株式会社を退職し、同社から支払われた退職金の３分の１の金員を、支給を受けた日から３０日以内に、乙の指定する金融機関の預金口座に振込送金の方法により支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

※慰謝料の取り決めをする場合

（慰謝料）

第●条　甲は、乙に対し、本件離婚に伴う慰謝料として、金●万円の支払い義務があることを認め、これを分割して、令和●年●月から令和●年●月まで、毎月末日限り、金●万円ずつ、乙の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

※年金分割について定める場合

（年金分割）

第●条　甲（第●号改定者、基礎年金番号：●）と乙（第●号改定者、基礎年金番号：●）は、本日、厚生労働大臣に対し対象機関に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合を０．５とする旨合意した。

２　乙は、速やかに、厚生労働大臣に対し、前項の請求をする。

※連絡先等の変更について通知義務を定める場合

（通知条項）

第●条　甲は、住所、電話番号または勤務先を変更したときは、直ちに乙に通知する。

２　乙は、住所、電話番号または振込先の金融機関の預金口座を変更したときは、直ちに甲に通知する。

（清算条項）

第●条　甲及び乙は、本件離婚に関し、以上をもってすべて解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目の如何を問わず、互いに一切の請求をしない。また、甲及び乙は、本契約に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

（強制執行認諾）

第●条　甲は、本証書記載の金銭債務の履行しないときは、直ちに、強制執行に服する旨陳述した。